一、解雇者ニ對シ三ヶ月トシ三ヶ月給ノ手當ヲ支給スルコト
二、衛生設備ヲ完備スルコト
四、機械取扱ニ手當トシテ日給ノ半額以上ノ何割ヲ記入シ
附スルコト
五、皆勤者ニハ賞與ヲ支給スルコト
六、賃銀仕拂ハ月二回トスルコト
七、出勤ハ午前七時ヨリ八時迄トスルコト
八、健康保険ハ病傷手當ヲ支給スルコト　及ビ十二ヶ月ノ工賃
支拂ハ同時ニ取替スルコト
九月廿一日要求ヲ容レテ解決
一、賃銀支拂ハ月二回トスルコト（採用）
一、衛生設備ハ完備スルコト（承認）
一、健康保険ハ病傷手當ヲ支給スルコト　ノ十二ヶ月ノ工賃

五、格業ニハ不宜ナル工員ノ職ヲ惜シ會社ニ於テ出来ル丈ケ勤
務セシメテ採ラズ
（2）大阪可鍛鑄鉄所（九[illegible]一八二八）
所在地、大阪市東淀川区中津濱通二ノ二
代表者、三田己
支配人、人次　　小林[illegible]勝治
本国記念日
事業不振資本難ノ毎月一千圓乃至二千圓ノ缺損ヲ見
本年九月一日ヨリ従業員ノ八割解雇ヲ發表シ
同月五日ヨリ操業休止、
要求ヲ提出
一、全從業員解雇撤回スルコト